平成２７年（フ）第１５２５号
大阪府寝屋川市池田旭町９番11―212号
債務者　久松　忠義
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６７３号
大阪府大東市中垣内７丁目４番35号、前住所
大阪府大東市太子田２丁目13番14号
債務者　木場　敏之
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８０号
大阪市西成区松２丁目４番27号ライフステージ花園203
債務者　坂手　光明
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８１号
大阪市西成区松２丁目４番27号　ライフステージ花園203
債務者　坂手　美樹
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８５号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―810号
債務者　中塚　義則
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８６号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―810号
債務者　崎浜　秀史
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７６２号
大阪府東大阪市新池島町４丁目２番43―208号
債務者　トータルビューティＤｒｅａｍこと
大西　直美
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７９０号
大阪市淀川区十三元今里１丁目11番16号中野ハイツ102号
債務者　藤本　光一
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８６６号
大阪府大東市太子田２丁目11番11号
債務者　久本　紀明
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９６８号
大阪府茨木市下井町８―13、住民票上の住所
大阪府茨木市西福井２丁目３番３―804号
債務者　小林　雅史
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９８３号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番18号　なでしこ316号
債務者　山口比呂人
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９９３号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番１―1104号
債務者　平瀬ユリ子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３１号
北海道北斗市久根別４丁目１番24号
債務者　中村　孝一
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３１号
岐阜県海津市海津町高須町140番地３
債務者　日比　勝利
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
和歌山市向159番地
債務者　中尾　康則
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４５号
和歌山市向159番地
債務者　中尾　智子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４６号
和歌山県岩出市山980番地の２　水鉄アーバンコンフォート岩出1014号、住民票上の住所
和歌山市大垣内767番地
債務者　吉川　　旭
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係